

「教育施設の維持管理についての請願書」

— 議会審査は、どう行われたか —

議会議員 堀内英樹

(始めに)「教育施設の維持管理のことで話を聞いて頂けないか」と、住民の方々から“陳情”を受けたのが12年9月議会、“請願書”として12月議会に提出され、13年3月議会で“部分採択”となりました。

部分採択となったのは、請願5項目のうち、つぎの項目です。

- 5)町立小中学校・幼稚園の施設・備品の一斉点検を行うとともに、優先順位を付けた修繕計画を策定して、計画的・継続的に実行するための予算措置を講じること。

この半年間、住民の陳情や請願する権利、議員の職責、委員会審査のあり方が、あらためて問われる出来事が数多くありました。この機会に、みなさんとともに記録と資料に基づいて検証し、こんごの議会のあり方を考えてみたいと思います。

なお、文中に議員名が登場しますが、検証をすすめるうえであくまで公人の立場として取り上げたものであり、議員を個人的に批判する積もりは全くありませんので、ご理解をお願いします。

(目次)	ページ
(1)「上牧町立小中学校・幼稚園施設の維持管理に関する請願書」	1
(2)12月8日の本会議、堀内英樹の趣旨説明	2
(3)12月定例会、文教厚生委員会審査の会議録	2
(4)12月定例会、教育施設の維持管理についての一般質問会議録	5
(5)13年1月18日付、堀内英樹から委員会審査促進について申し入れ	8
(6)3月定例会、文教厚生委員会審査の要録	9
(7)陳情から部分採択に至るまでの経過	12
(8)請願書の委員会審査は、どうあるべきか— 堀内英樹の見解 —	13

(1)「上牧町立小中学校・幼稚園施設の維持管理に関する請願書」

紹介議員 堀内英樹 ほか3名

請願者 上牧町米山台3-18-1

西上恵美子 ほか19名

件名 上牧町立小中学校・幼稚園施設の維持管理に関する請願書
 趣旨 上牧町立小中学校・幼稚園施設で、日常的に安全で快適な教育環境が保証され、それに必要な予算と要員が確保されるように、上牧町において以下の維持管理

の体制を作ってください。

- 1) 上牧町立小中学校・幼稚園の施設や備品の破損などに対する修理・交換の申請が、各校（園）から漏れなくあげられるような仕組みと、確実な予算・人員の対応がなされること。
- 2) 上記 が毎年度に継続して行われ、「上牧町立学校の管理運営に関する規則」第23条の規定が、確実に実行されるように、貴議会において十分な審査が行われること。
- 3) 大きな修理のみでなく、便所の鍵の故障等、日常的な修理にも確実な対応がなされるよう、各校（園）への修繕要員の日常的な配置もしくは派遣を行うこと。
- 4) 町立小学校の便所に、定期的に専門業者を入れて清掃をすること。
- 5) 町立小中学校・幼稚園の施設・備品の一斉点検を行うとともに、優先順位を付けた修繕計画を策定して、計画的・継続的に実行するための予算措置を講じること。

理 由 21世紀をまえに、教育についての重要性があらためて認識され、大胆な改革が求められています。その一環として、平成14年度から新学習指導要領と完全週5日制が実施される予定です。ところで、上牧町立小中学校・幼稚園において、子供たちが恵まれた環境で行き届いた教育を受けるためには、学校施設や備品等の維持管理は必要不可欠です。しかし、現状は、子供たちの立場で学校管理者や保護者からの声が十分に反映されているとは言い難いものです。何よりも上牧町立小中学校・幼稚園での施設や備品等の総点検、修繕計画の策定、予算措置などと平行して、維持管理の体制の確立が望まれます。また、便所の清掃や日常的な修理等、たとえ小さなことであっても、できることから対応することも、子供たちに対する地域社会の責務です。また、貴議会においては住民の代表機関として、上記趣旨の実現に務められることを強く要望します。

地方自治法第124条の規定により、上記のとおり請願書を提出します。

平成2年12月8日

上牧町議会議長 木内利雄 殿

(2) 12月8日の本会議、堀内英樹の趣旨説明

(提案理由として)いま教育についての重要性があらためて認識され、国をあげて大胆な改革が進められようとしております。上牧町ではこのところ、上牧第3小学校の建設や上牧小学校の大規模改造などが行われてきました。その努力は評価したいと思います。

しかしその一方で、上牧中学校・上牧第2小学校・上牧幼稚園など建築後の相当年数経過に伴う老朽化が進行しているのが実状です。

したがって、この機会に小中学校・幼稚園の建物施設や備品について総点検し、優先順位を付けた修繕計画を策定することが必要です。また相当な費用が必要となることから、長期的な視点に立った財政計画にも組み込まなければ、出来ない事業だと考えます。

日常的なことについては、出来ることからの取り組みが望まれます。

(審議にあたって)紹介議員から出来るだけの説明を申し上げますが、請願者、教育委員会、学校・PTAなど関係者の意見も十分にお聞き頂くことを要望します。慎重審議のうえ、議会としては是非とも採択されるようお願い申し上げます。 以上

(3) 12月定例会、文教厚生委員会審査の会議録

平成12年12月14日

議会委員会室

休憩 午後1時30分

再開 午後1時45分

武田委員長 それでは、再開いたします。

請願書第1号「上牧町立小中学校・幼稚園施設の維持管理に関する請願書」これを議題とします。紹介議員の趣旨説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。石丸委員。もうその場で結構ですので。立たれますか。

石丸委員 9番、石丸典子です。今回出されました、この請願書ですけれども、上牧町立小中学校・幼稚園施設の維持管理に関する請願書ということで、私はこの請願書の内容につきましては9月から約3ヵ月間、最初にこれを見せていただいたのは9月なんですが、その間、約3ヵ月間いろいろな住民の方のお話も伺いながら、本当にこの請願をされている方々の趣旨についてはよく理解をしているところです。ちょっと質疑の項目にはならない点もあるかと思いますが、意見も含めてちょっと発言をさせていただきます。

まず、文章において少し私個人的に引っかかる点がありまして、まず、1項目めでは「上牧町立小中学校・幼稚園の施設や備品の破損などに対する修理・交換の申請が、各校(園)から漏れなくあげられるような仕組みと、確実な予算・人員の対応がなされること」とこういうふうに書かれておりますが、実際にはそれぞれの学校から要望もあげられるような仕組みができておりますし、また予算も十分とは言えないところは、住民の方々からとりましたら、あるかと思いますがある程度の予算もつけられているということで、私たち議員も議会人として学校の教育問題につきましては、議員に上がった時点から議会だけでなく、それぞれの目常においても、教育総務課なりにも要望を言ったりしてきておりますので、この点については引き続き必要なところに必要な面があれば、また本当に要望が真っすぐ酌み上げられていない問題があるならば、また引き続き要望をしていきたい点です。

それと、あと具体的な内容では主に3点、私の把握では、まず日常的な修理体制ということで、トイレのドアが壊れたりしたときにおいて、すぐ対処してほしいという点と、あと、おトイレの掃除を専門的な業者を入れてほしいという点と、あと具体的には項目を示

した内容はこの2点ですけれども、住民の方々といろいろお話を聞いていますと、この請願書で最も保護者の皆さん、また住民の方々が取り組んでほしいというところは、5番目の町立小中学校・幼稚園の施設・備品の一斉点検を行うとともに、優先順位を付けた修繕計画を策定してほしい、これが一番この請願書の主なところだと私は理解しているところです。これにつきましては、町全体の施策にもかかわってくることでありますから、引き続き町行政、また学校などにも申し入れをする運動なども必要だと思います。

それで、今回いろいろな問題も内部では、この真っすぐ住民の真意が理解されていないというところでお互いに誤解も生まれているところもありますけれども、今後この請願の内容が本当に実現されるように努力していくことが本当に大事だと思っておりますので、この件につきましては、ただ単に安易に採択、表決をするというのではなくて、もう少し期間を置いて、慎重に審議をして、いかにこの皆さんの請願の項目が実現されるようにするかということが一番問題だと思います。ちょっと意見になりましたが、以上です。

武田委員長 何ですか。ちょっとお待ちください。質疑ですか。意見ということによっていますので。

堀内議員 今、お尋ねがあった件については、ご説明申し上げたいと思います。

武田委員長 何か尋ねられましたか。

石丸委員 別に質問という項目じゃないんですが。

堀内議員 お答えしなくていいんですか。

石丸委員 はい、結構です。

武田委員長 はい、ほかにありませんか。

榊原委員。

榊原委員 4番、榊原です。私も質疑ではなくて、意見ということになると思います。

各項目に対しましては、ほとんど石丸委員が言われたことと私も同意見であります。一番は本当にこれはそういう仕組みにできているのではないかと、そういうふうに理解しております。この中で先ほども石丸委員が言われておりましたけれども、5番目のところで備品の一斉点検を行うとともに優先順位をつけた修繕計画を策定していく。大事なことだと思います、このことは。それで、できることから、やっぱり学校関係からも十分意見を聞いてやっていかねばならないと私は思っております。教育の分野と言いましたら21世紀になりましたら、本当にますますその重要性を増すと思います。私たち親、そしてまた学校関係、そして行政、これが一体になって十分に取り組んでいかねばならないことが多いと思います。この件に関しまして、石丸委員と結論的には一緒でございますけれども、十分精査させていただいて、慎重に審議させていただきたいと思います。以上です。

武田委員長 はい、ほかにありませんか。

車谷委員。

車谷委員 提案者側にちょっと座らせていただいてよろしいでしょうか。そうでなければ、ここでちょっと。

今、石丸議員、そして榊原議員も、私この署名議員としての立場からちょっと一言皆さんにお話ししたいことがございます。重複するかと思うんですけれども、今、石丸議員、

そして榊原議員もこの内容については十分ご理解いただいて、ありがたく感謝しております。今も言われていますように、今後教育委員会、そして PTA、そしてこれに署名されておられます請願者の方々、そして住民の方々も学校側の方も本当に十分意見を交し合い討議しながら進めていかなければならない問題だと思うんです。そしてここで即、本当に採択するというのは大変難しいことです。金額的にもかなり大きなものもありますし、また学校側に予算として与えられている部分で直せる部分もあるかと思うんですけれども、この問題につきましては、上牧町全体の問題でもありますので、今後本当に十分検討していただき、そして皆さんと十分話し合っていて、いい方向に向くように私の方からもお願いしたい。そして今、私もそうなんです、ここにおられる議員の方々も子供を持つ親としての立場からこの問題は上げられたと思うんです。やはり安全で快適な、そして学校教育を受けられるようにというために親の願いとして出された請願書だと思いますので、その辺のところをよくご理解いただいて、いいご返答をお願いしたいと、私からも本当によろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

武田委員長 車谷委員、今のお話でしたら、採択は今できないということで、どういうふうになるか...

車谷委員 採択というより、これは即答えを出すとかいうようなことじゃなくてね、十分検討していただきたいということです。

武田委員長 ほかにありませんか。よろしいですか。今、3名の方からそれぞれのご意見をいただきましたけれども、3人とも合わせて継続審議をして、十分な審議をしていきたいというふうにおっしゃっているかと思うのですが、それでよろしいでしょうか。

車谷委員 いいですね。はい、結構です。

武田委員長 それでは、この案件は精査を要するために継続審議とするということといたします。決定いたしました。終わります。

車谷委員 ありがとうございます。

武田委員長 以上で、本委員会に付託されました議案はすべて終了いたしました。これをもって文教厚生委員会を閉会いたします。皆様ご苦労さまでした。

閉会 午後1時55分

(4) 12月定例会、教育施設の維持管理についての一般質問会議録

12月定例会の一般質問で、石丸議員と教育総務課長との質疑がありました。会議録から関係する部分を抜粋・コピーしたものです。

議長(木内利雄) 次に、9番、石丸議員の発言を許します。

(9番石丸典子登壇)

9番(石丸典子) 9番、日本共産党の石丸典子です。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問の通告書に従い質問させていただきます。よろしくお願ひいたします。

私の質問は、大きく4点あります。1点目には、幼稚園・学校施設の維持管理について、2点目は、同和行政の終結を目指す取り組みについて、3点目は町村合併について、4点目は庁舎窓口での住民相談体制についてです。

まず、1点目の教育問題の質問事項に入る前に、少し申し添えておきます。全国的には今、子供と教育をめぐる状況は、いじめや学校崩壊、校内暴力、児童虐待など、極めて深刻です。不登校もふえてきています。相次ぐ少年犯罪にだれもが心を痛めています。このような現状の中で、民主的な社会の形成者にふさわしい市民道徳を身につけるための教育がいよいよ重要になっています。それと同時に、すべての子供たちに基礎的な学力を保障するための教育改革が今本当に求められています。具体的には、学校の先生の人数をふやして、小人数学級で子供がわかるまで教えるなどの取り組みが必要です。

さて、今回、私は質問の中では特に教育の施設面について質問いたします。数年前の県立のある工業高校の話ですが、校舎は古く、汚く、生徒たちは荒れていたということでしたが、校舎をきれいに改装したことによって生徒たちが落ち着いてきたという感想を聞きました。壊れたところをいつまでも放置しては、子供たちは、自分たちは本当に大事にしてもらっているのか、疑問を持つのではないのでしょうか。

この議会では町立の小中学校・幼稚園施設の維持管理に関する請願書が今審議をされているところです。各学校においては、子供たちによる清掃とともに、校長先生、教頭先生を含む先生方の協力で、学校をきれいにするための努力もされていると聞いております。上牧町では町立の幼稚園、小・中学校の施設や備品の修繕と充実について、どのような計画で進められているのか、お伺いいたします。— 中略 —

再質問については自席で行わせていただきます。よろしくお願いたします。

議長(木内利雄) 石丸議員。

9番(石丸典子) では、順次お願いたします。

議長(木内利雄) 教育総務課長。

教育総務課長(柄澤昌子) 幼稚園・小中学校における施設や備品の充実、修理の計画についてでございますが、幼稚園・学校の備品につきましては、予算編成時に緊急性、安全性、必要性等を要望の中から勘案いたしまして、学校と相談の上で予算化しております。

また、教材に係る備品につきましては別途に基準を設けておりまして、交付税算入の基準というのが毎年ございますので、その交付税算入の基準によって予算化しております。購入につきましては、各学校で各自必要なものを購入するという形にしております。

施設の維持管理についてでございますが、これは服部議員の方からも質問が出ておりましたので、同じになりますけれども、予算編成時に必要な箇所を全部要望を出してもらいまして、備品と同様に、緊急性、安全性、必要性等を勘案しながら予算化して実施しております。

大きなものにつきましては、やはり財政との相談等かなり必要でございますので、今後につきましても、学校からの要望を緊急性、必要性、安全性等の順位をつけて、予算化していきたいと思っております。

議長(木内利雄) 石丸議員。

9番(石丸典子) 学校との協議の中で緊急性を考慮して修理などの計画を立てるということですが、緊急性の判断というのは学校側の判断ということによろしいでしょうか。

議長(木内利雄) 教育総務課長。

教育総務課長(柄澤昌子) 学校施設の維持管理につきましては、学校長が学校管理運営規則によって実施しておりますので、まずは学校の判断ということで、ただ、全部が全部学校の判断というわけではありませんので、やはり外部から情報等をいただきましたら、学校でも100%把握していない部分もあると思いますので、その点につきましては、こちらの方からも指摘して実施するようにしております。

議長(木内利雄) 石丸議員。

9番(石丸典子) 各学校に対しては、経常的な修繕の予算として200万、300万ぐらい、年間の経費が充てられているんですけども、学校側が要望を出す場合に、緊急性を考える場合に、この予算内で修理可能な緊急性を考えるということでしょうか。それとも、予算を考えずに、全体の補修箇所を見た上での優先順位というふうになっておりますか、その点をちょっとお伺いいたします。

議長(木内利雄) 教育総務課長。

教育総務課長(柄澤昌子) 予算化につきましては、もちろんその予算の中で緊急なものから実施していただくということですが、そのほかに、例えば、ガスとか水道とか、緊急を要するようなものが突発的に出てくる場合が特に学校施設の場合はございますので、そういう場合はまた別途予算を勘案するということは学校の方には連絡してあります。とりあえずは持っている予算の中から実施していただいて、その中で年度内に安全性、緊急性を考慮して、予算の中では無理というものが出てきましたら補正をさせていただくということで、学校の方には連絡しております。

議長(木内利雄) 石丸議員。

9番(石丸典子) この議会では請願書も上程されて、今審議されているところなんですけれども、各学校や園などから漏れなく修理などの要望が上げられるようなシステムはあるのかどうかということで、論議にもなっているところですが、その点は、はっきり、くまなく要望は上げられていると、予算はつくつかないにかかわらず、必要なところの修理箇所の要望については教育総務課が把握しておられるということの認識でよろしいでしょうか。

議長(木内利雄) 教育総務課長。

教育総務課長(柄澤昌子) 学校の方の維持管理につきましては、必要な部分の箇所の報告につきましては、毎年、校長会、教頭会で予算編成前には必ず通知をしております。そのときには必ず、できる、できないは、こちらの方で予算の都合があるけれども、全部を上げていただかなければいけないというふうには連絡をいたしております。

議長(木内利雄) 石丸議員。

9番(石丸典子) それと、少しお伺いいたしますけれども、トイレなどの清掃を定期的にされているかどうかという点なんですけれども、平成11年、12年においては上牧小学校と第二小学校、そして、今年度においては全校で専門業者を入れたトイレ掃除が行われる

ということをお聞きしておりますけれども、その後の予定はどのようになっておりますか。これは毎年少なくとも1回、このような形で定期的な清掃がされるのかどうか、その点についてお伺いいたします。

議長(木内利雄) 教育総務課長。

教育総務課長(柄澤昌子) トイレの清掃につきましては、平成11年度から、上牧小学校、第二小学校実施しているわけですが、13年度は全小・中学校、幼稚園を掃除をしたいと思っております。

ただ、このトイレの尿石除去の掃除につきましては、かなりきつい薬品を使うということで、配管等への影響がちょっと懸念される部分があるというふうに聞いておりますので、そのあたりも検討することが必要かと思っております。

ただ13年度につきましては、全校の実施をしたいと考えております。

議長(木内利雄) 石丸議員。

9番(石丸典子) では、次年度以降については、まだ検討されていないということでしょうか。

議長(木内利雄) 教育総務課長。

教育総務課長(柄澤昌子) この件につきまして、私も尿石除去の薬品についての知識等、全然というか、余りありませんので、先般の郡内の会議のときにも他町村の実施状況等、情報収集を図りましたが、現在のところ、他町村では実施しているところはないようでございます。その中で尿石除去の薬品の配管への配慮が必要ではないかという話が出ておまして、私の方も業者等からちょっと情報を今後収集して、隔年がいいのか、そのあたりを検討していきたいと思っております。

議長(木内利雄) 石丸議員。

9番(石丸典子) お掃除の件はお聞きしておきます。

それと、次の問題ですが、各校の施設と備品の一斉点検は行われているのかどうかについて、お伺いいたします。

議長(木内利雄) 教育総務課長。

教育総務課長(柄澤昌子) 先ほど申しましたように、学校の管理運営につきましては校長が管理運営規則に基づいて実施しているわけでございます。学校におきましては、予算前の時期、あるいは夏期休暇、あと、春休み、そのあたりを利用して一斉点検、あと、学校職員による整備等も実施しているところでございます。

議長(木内利雄) 石丸議員。

9番(石丸典子) では、大きなところになりますけれども、これは請願書の内容でも、特に住民の皆さんが本当に切実なところの問題でもあるんですけれども、予算を伴った修繕などの長期的な計画はつくっておられるのかどうか、お伺いいたします。

議長(木内利雄) 教育総務課長。

教育総務課長(柄澤昌子) 予算を伴う学校施設の維持管理の計画につきましては、教育委員会サイドだけで計画を立てることも可能でございますが、予算措置の裏づけがないと余り意味がないということになりますので、現在のところは明確なものはつくっておりませ

ん。

今後は、教育委員会としての計画をまず立てて、あと、財政当局等との交渉等を含めて考えていきたいと思っております。— 以下省略 —

(5) 13年1月18日付、堀内英樹から委員会審査促進について申し入れ

平成13年1月18日

上牧町議会

議長 木内利雄 殿

文教厚生委員会

委員長 武田千加代 殿

上牧町議会議員

堀内英樹

「上牧町小中学校・幼稚園の維持管理に関する請願書」の
委員会審査促進について申し入れ

標記の請願書については、昨年12月19日の本会議で、文教厚生委員長報告の通り、継続審査と決定されました。

つきましては、下記の事由により紹介議員として、議会閉会中の委員会審査の促進を強く申し入れます。

記

12月8日本会議での請願書の趣旨説明において、保護者・教育委員会・学校など関係者の意見を十分に聞いて頂きたいとお願いましたが、同14日の文教厚生委員会においては、議案の扱いについて3委員から発言が行われたのみで、請願書についての質疑は全く行われませんでした。

同18日の一般質問において、教育施設に関して上牧町として予算を伴う長期的な修繕計画は、作っていないことを明言しました。

石丸議員から「請願書の内容でも大事なところで、予算を伴った修繕などの長期的な計画は作っているのか」との質問に対して、教育総務課長は「予算を伴う学校施設の維持管理の計画については、教育委員会サイドだけで計画を立てることも可能であるが、予算措置の裏付けがないと余り意味がないので、現在のところは明確なものは作っていない。今後は、教育委員会としての計画を先ず立てて、あと財政当局との交渉を考えていきたい」と答弁しています。

継続審査の期限について明文規定はありませんが、今回の継続審査に「精査を要するため」との理由がつけられており、来る3月定例会までの間にも委員会審査を行い、

一定の結論を得ることが議会としての職責である考えます。以上

(6) 3月定例会、文教厚生委員会審査の要録

3月議会の文教厚生委員会で、12月議会から継続審査になっていた請願書「教育施設の維持管理について」の審査がありました。堀内英樹が録音テープを直接聞きとって編集し、委員会での発言をできるだけ忠実にまとめたものです。()内は堀内の補足です。

2～3ヶ月後には、正式な会議録が作成される予定です。

審査といっても、質疑や意見聴取など委員会としての請願内容の審査は、一切行わないで、委員の意見だけを聞き、討論と採決だけが行われました。

平成13年3月13日

委員会室

武田(委員長) 請願書「上牧町立小中学校・幼稚園施設の維持管理について」を議題とします。

各委員には12月の継続審議以後、審査・調査されてきたと思います。皆様のご意見をお伺いします。どなたからでも結構です。

石丸(委員) 意見として述べさせていただきます。

請願項目の5つの項目について、それぞれ願意が妥当か、実現の可能性があるかを基準に判断した点について述べていきたいと思ひます。

まず1項目目ですが、学校や幼稚園の施設や備品の破損に対する修理・交換の申請が、各校・園からもれなく挙げられる仕組みとそれが実現するための予算措置と人員の対応についての項目です。しかし、要望が実現するための確実な予算・人員の対応という形で一方的に決めるのではなく、町の予算配分計画のなかで対応されたい、というふうな内容がよいと思ひます。この項目は5項目にも関連していると思ひます。

つぎの2項目目ですが、町立学校の管理運営に関する規則第23条が実行されるよう議会の審査を要望されている点です。このことは、私自身議員として当然のことと考えており、真摯に受け止めるものです。ただし、この項目だけが議会への請願になっており、いささかなじまない気がいたします。

3番目の項目につきましては、トイレの鍵などの日常的な軽度の修理についての内容ですが、修繕のために日常的な人員を配置または派遣をとった限定的な内容になっています。学校教職員などを含めた柔軟な対応が、求められているのではないかと思われます。

4番目ですが、この4番目の項目につきましては、過日私のところに幼児や小中学生が家庭にいらっしやらないと思われる方から問い合わせがありました。最近では子供たちはトイレ掃除をしないのですか、というものでした。また学校のトイレに定期的に専門業者を入れて掃除をするというこの文面だけからは、子供たちに掃除をさせないとも受け取られかねません。教育の一環として掃除も大事なことです。子どもたちだけで不十分

な部分については町で対応されたいと、このような形が私はよいと思います。

5番目につきましては、学校・幼稚園の施設・備品のいっせい点検を行い、優先順位をつけた修繕計画を立てて、計画的に実行できる予算措置を講じることをうたっておりますが、この項目については願意が妥当であり、誰もが共感できる内容だと思えます。

以上が私の請願書5項目に対する意見です。

榊原(委員) 請願書というのは、近い将来に実現可能なものに対して請願して行くのが、一番望ましいと思います。

そういう意味におきまして、石丸議員の方から一項目ずつありましたが、私もほぼ1から4まで同じ意見であります。5番目の優先順位をつけた修繕計画に策定して、計画的・継続的に実行するための予算措置を講じること、この一文に対しましては全面的に賛成させていただきます。この一文においては採択したいと思います。

なお申し添えさしていただきたいのですが、総括的にいましてこの請願書を出された目的は、ある意味では達成されたのではないか、そういう意味では有効性があったと思えます。

車谷(委員) 二方の議員からいろいろと質問がありまして、それなりの答えが出していただけたかと思えます。

そこで私の方は署名議員としまして、やはり1から5までをどうしても通していただきたい、それは私の願いです。それと1から5までの5項目にあたっての思いというのが、私に対しては出された請願書(者)の気持ちあるいは私の気持ちも踏まえまして、十分理解できます。

それによって、皆さんによって5項目ということもありましたが、すべて5項目にあたっての私の願いは通していただけたらと思えますので、その辺はよく審議していただきまして、お考え願いたいと思えます。子どもを持つ親として、いまこれ即回答しろというんじゃない、計画持続性をもって計画を立てて行かなければ、今なにが起こるか分からない、その時にその都度予算をとらなきゃならない、もちろんそういうことをあるかと思うんですが、そういうことをあるかと思うが、長い目で見てこのものに対して十分審査いただき、考えていただければお願いをかなえていただけたら、私の方の思いとしてお伝えしたいと思えます。

康村(委員) 私は紹介議員ですので、この請願書に関して思いを述べたいと思えます。

私は、請願書というのは、願意が妥当とか、実現可能とかいうのは必要でない、私は考えております。私も3人の子どもを持つ親でございます。子どもたちにはできるだけよい環境で勉強させてやりたいと、常日頃思っております。私自身の公約も教育を第一に置いております。それはこれからの日本を背負ってくれる子どもたちにできるだけ立派な環境で勉強してもらいたい、という思いからです。

そこでこの請願書を見せられまして、親の気持ちというのが切実に伝わってきましたので、この主旨というのでしょうか、その理由ですか、ほんとうに気持ちが分かりますので、私としてはこの請願書を何とか通そうとがんばったんですけど、いかんせんこの請願書を出された方というか、それ以外の方でしょうか、関連された方が、人を中傷する傷つけるビ

ラを出されたと、本当に私自身がショックなんです。同僚議員もそのピラを見て怒ってしまいました。

私は紹介議員としての立場上、請願書は通していただきたい、ですけどもとの願意が十分反映されていないような気もいたします。紹介議員として、なんとかこれを通していただきたいと思います。

武田 これから討論を行います。討論はありませんか。

石丸 請願書について、一部採択の提案をいたしたいと思います。

さきほど5項目について私の意見を述べさせていただきましたけれども、それぞれ請願書の項目、具体的な部分もありますが、具体的に出されているにもかかわらず、誤解を受けるような文面もありますので5項目目の、この5項目目に対してのみ採択したいと思います。

康村 私は、この請願書について賛成の討論をいたします。

子を思う親の気持ちが切実に伝わってきます。請願書の内容をぜひとも採択いただきたいので、この請願書の賛成討論をいたします。

武田 討論を終わります。

ただいま、原案採択と一部採択の二つの意見が出ておりますが、それぞれ採択したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

それでは、原案に賛成の方、起立願います。(委員4名のうち車谷委員、康村委員が起立)2名です。

つぎに、一部採択に賛成の方、起立をお願いします。(委員4名のうち榊原委員、石丸委員が起立)2名です。

それぞれ同数となりましたので、委員長採決いたします。一部採択といたします。

ごくろうさまでした。以上

(7) 陳情から部分採択に至るまでの経過

- 12年 9月11日 住民の方々から陳情を受け、議員8名(服部、車谷、堀内、武田、康村、石丸、今中、芳倉)が話を聞く。木内議長はあいさつ。
9月議会文教厚生委員会開催日、事前に各議員あてに文書で申し出あり。
- 9月20日 陳情の様子が「要望ニュース」として、一部住民に配布され、陳情に参加しなかった議員などから、感情的な反撥がおこる。
- 11月 4日 「要望ニュース」に陳情についての住民の反応や意見が掲載される。議員の職責について、考え方の違いが表面化する。
- 11月28日 請願内容を確認するため、堀内英樹が木内議長に申し出て、同僚議員3名とともに、上牧中学校と第2小学校の施設を視察した。教育総務課長も同行し、学校長・教頭から案内・説明を受ける。

- 12月 8日 12月議会に「請願書」が紹介議員4名(車谷、堀内、康村、芳倉)により上程され、本会議で堀内英樹が、趣旨説明を行う。審査は、文教厚生委員会に付託される。
- 12月14日 文教厚生委員会で、武田委員長は質疑を行わず、委員の意見を聞いただけで、継続審査(全会一致)と決定する。
- 13年 1月18日 堀内英樹から紹介議員として、武田文教厚生委員長・木内議長あてに、請願書の委員会審査促進を申し入れ、文教厚生委員にも協力依頼を行う。
- 2月8日 請願者から、請願書の審査状況について、武田文教厚生委員長・木内議長あてに公開質問状が提出される。
- 2月16日 木内議長の呼びかけで、文教厚生委員会委員と紹介議員による打合会が議長室で行われる。
協議事項は、1.公開質問状に対する対応について、2.閉会中の委員会の継続審査についてであった。
堀内英樹から紹介議員の立場から、閉会中も委員会を開催して、委員会としての関係者の意見聴取や教育施設の現場視察を申し入れたが、聞き入れられなかった。
- 2月19日 請願者に対して、「議会審議に関しての公開質問状には回答できないこと、請願書には紹介議員の制度があり、審査経過については紹介議員に尋ねるように」と議会事務局長から口頭で返答が行われる。
- 3月13日 3月議会の文教厚生委員会で、継続審査となっていた請願書について、武田文教厚生委員長は、12月議会同様に質疑を行わず、各委員の意見を求めただけで、討論と採決を行った。
原案採択(車谷委員、康村委員が賛成)と部分採択(榊原委員、石丸委員が賛成)とそれぞれ同数となり、武田委員長採択により、請願5項目のうち5)番目項目のみが部分採択となる。
- 3月27日 3月議会本会議で、武田委員長報告のとおり、賛成多数で部分採択となる。堀内英樹ほか紹介議員は、部分採択に反対した。

(8) 請願書の委員会審査は、どうあるべきか — 堀内英樹の見解 —

1. 請願は、何人にも憲法で認められた基本的な権利である。

憲法第16条には「何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇を受けない。」とある。

請願書の提出は広く認められた住民の権利であるが、住民の間で意見の違いや利害の対立が伴うことがあり、議会審議を慎重に進めるため、委員会付託を原則(上牧町議会規則

第 91 条)とし、併せて紹介議員を通じて提出することを義務づけて(地方自治法第 124 条)いる。

その意味では、今回の請願書を議会が文教厚生委員会(武田委員長、康村副委員長、車谷委員、榊原委員、石丸委員の 5 名で構成)に付託したことは当然の措置である。

2. 請願書の委員会審査は、内容説明、質疑、討論、表決の順序で行う。

本会議から付託を受けた委員会の審査は、「審査日程に従って、まず、紹介議員から請願内容とその理由を聞いて、質疑、討論、表決の順序で行う。」(議員必携 256 ページ)とされている。

今回の請願書については、12 月 8 日の本会議で堀内英樹から趣旨説明を行っているので、委員会審査においては質疑から入っても差し支えはない。同 14 日の文教厚生委員会で武田委員長が「紹介議員の趣旨説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。」(委員会会議録)と発言したのは、そのためである。

ところがそのあと、請願書審査に必要とされる質疑を全く行わず、各委員から継続審査にするかどうかの意見を述べさせ、継続審査と決定している。石丸議員の発言に対して、堀内英樹から説明を申し出たのにもかかわらず、これを制止して質疑を回避する委員会運営を行ったのはどうしたことか。

12 月議会と 3 月議会の委員会記録をすみずみまで探してみても、委員長からの「質疑なしと認めます。」との質疑終了の宣言は、どこにも見当たらない。誰が考えても正常な委員会運営とはいえないのではないか。

3. 委員会は、審査結果を必ず報告しなければならない。

文教厚生委員会は、12 月議会で付託を受け継続審査としたが、請願について審査の結果を議長に、「採択すべきもの」と「不採択とすべきもの」に区分して議長に報告しなければならない(上牧町議会規則第 93 条)と規定されている。

今回、委員会が賛否同数で委員長採択によって、部分採択としたことは、請願書の処理として手続き的には問題はない。それによって、委員会としての最低限の義務だけは果たしたといえよう。

しかし、部分採択 5)の内容は、12 月議会での教育総務課長の答弁を追認した範囲を超えていない。また、細かい文章表現にこだわる余り、請願者が言わんとしていることを読み取ろうとしないで結論を出したこと、議会に対する請願をなじまないとしたことなど、請願者を始め関係者とじっくり議論をして貰いたかった。議論は、議会の生命ではなかったのか。

4. 委員会審査は、請願書の採択だけではない。

今回の請願は、その趣旨からして特定の地域や団体の利益をはかるものではないことは明らかである。また、教育現場を見て誰もが気づくのは、以前から施設維持管理の必要性を関係者から指摘されながら、上牧町は財政上の理由などで先送りにしてきた現実がある。

従って文教厚生委員会の本来の責務は、請願書の審査を通じて、教育施設の維持管理が

立ち後れてきた原因を探し出すこと、財源手当てなど維持管理を進めて行くうえでの問題点を指摘すること、そして住民を代表する議会の立場から、上牧町の教育行政の改善を求めることにあったのではないのか。

「委員会は、必要と認められるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。」(上牧町議会規則第93条2項)とある。文教厚生委員会としてもっと前向きな付帯決議も、可能であった筈だ。

12月議会の趣旨説明でも、審査に当たっては議会として、請願者・教育委員会・学校・PTAなど関係者の意見を十分に聞くことを求めた。2月16日の打合会でも堀内英樹から、重ねて関係者の意見聴取や教育施設の現場視察を申し入れた。

ところが、委員会として質疑すら行わず、関係者の意見を聞くこともなかったのは、残念でならない。

5. 議会は、公開で行うのが原則である。

3月議会の文教厚生委員会における請願書審査の冒頭、武田委員長は「各委員には12月の継続審議以後、審査・調査されてきたと思います。皆様のご意見をお伺いします。」と発言している。議会閉会中に議員として、また委員として個々に活動しなければならないのはいうまでもないが、それがそのまま、議会の委員会としての審査・調査にはあたらない。委員会審査について、何か考え違いがあるのではないのかと思われる。

「議会の会議は、これを公開する。」(地方自治法第115条)は、議会運営の原則である。本会議に限らず、委員会においても基本は同じである。継続審査のため、議会閉会中の委員会開催の議会承認をとっているのであるから、委員会を公式に開催し、その場で審査・調査し、議論するのが本来の議会ではないのか。

審査・調査がどのように行われ、どこに意見の違いがあったのか、請願書のどこが問題か、住民が一番知りたがっているところである。このように委員会審査の肝心な部分について“裏でことが運ばれた”のでは、私たち紹介議員としても審査の過程や内容は全く分からないし、まして請願者である住民には、採択結果以外は何も分からない。

これでは、開かれた議会をめざす上牧町議会の一連の取り組みとは、逆方向の委員会運営といえないか。

6. 請願書採択の判断基準とは、どこにあるのか。

部分採択を求める委員の討論のなかで、「請願5項目について、それぞれ願意が妥当か、実現の可能性があるかを基準に判断した云々」とある。しかし、願意が妥当か、実現の可能性があるかは、何をもって判断基準とするのか、定かでない。

もともと請願は、権力によって侵害され、制約された住民の権利を救済する制度としてつくられたものであり、住民の意思をいかに反映させるかを大切にされなければならない。

従って、願意の妥当性や実現の可能性の判断は、あくまで住民の側に立って幅広く解釈されなければ請願制度そのものの意義がない。まして、権力や行政の側にたった視点から論じられたのでは、住民を代表する議会の存在すら問われかねない。

議会のことであるから、請願書についても委員の間で意見の違いがあっても当然である。

だからといって委員会質疑を全く行わず、部分採択の理由付けに、狭義に願意の妥当性や実現の可能性が使われたことは全く筋違いであり、これを聞いていた傍聴人の方々がげげんに思ったのは無理もない。

7. 請願は、平穩に行われなければならない。

請願に先立つこと、昨年9月議会の文教厚生委員会開催日に、全議員同じようにあらかじめ文書で申し出たうえで、住民の方々が陳情に来られた。そのときの各議員の反応は、実にまちまちであった。私は、まず話を聞こうとしたが、中には「好ましくない住民が来たから...」「教育問題は学校・PTA で解決することで、議会への陳情はお門違い」など、先入観でもって面談を避けた議員もあったことは否定できない。

文教厚生委員会のある委員から、PTA の役員に対して、「請願書を出されて、PTA の役員として恥と思わないのか...」といった発言があった。また、同じく委員から請願に賛成し署名した住民に対して、署名を取り消すように働きかけが行われたと、請願者の代表に申し出があった。

このことは、日頃は教育の重要性を口にしながら、子供たちの利益をあとまわしにし、大人のメンツだけにこだわった行動でしかない。

これらの事例は、憲法にいうところの「何人も、平穩に請願する権利を有し...」と全く相容れない行動といわなければならない。日本国憲法をもう一度読み直して頂きたい。そして、公人である議員として、より冷静でもっと誠意のある対応をすべきだと思う。

(最後に) 請願書をめぐる議会と議員の取り組みを振り返って、この機会に堀内英樹が記録と資料に基づいて検証し、見解をまとめてみました。

みなさんのきたんのない意見や批判などをお受けし、さらに議論を深めたいと考えます。

以 上